

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成16年度～平成22年度までは、行政職員の退職に伴う欠員補充は行わず、その後については、業務に支障が生じない範囲で職員数を減少させることを目標とします。なお定員管理適正化計画では、平成22年度の目標値を81人としています。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	交付税措置のある有利な起債の活用に努め、臨時財政対策債を除く町債の額は、各年度の元金償還額を上限として公債費残高を抑制します。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	皆野・長瀬上下水道組合の上水道、下水道それぞれの使用料の見直しに取り組み、統合効果により、管理費や人件費の削減など経営の健全化を図ることにより、繰出金の抑制に努めます。
4 その他	行政の責任と信頼を損なうことのないよう留意しながら、引き続き事務事業の見直しを行い、物件費の抑制に努めます。また「民間にできることは民間に」の理念のもとに公の施設について、指定管理者制度の導入も含めた管理方法の見直しを行います。

注 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

(単位：人、百万円)

課題	項目	実績					計画前5年度実績	目標					計画合計
		平成16年度 (計画前5年度) (決算)	平成17年度 (計画前4年度) (決算)	平成18年度 (計画前3年度) (決算)	平成19年度 (計画前2年度) (決算)	平成20年度 (計画前年度) (決算見込)		平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (計画第2年度)	平成23年度 (計画第3年度)	平成24年度 (計画第4年度)	平成25年度 (計画第5年度)	
	職員数	91	88	85	82	79		79	78	78	76	76	
	増減数	-1	-3	-3	-3	-3	-13	0	-1	0	-2	0	-3
	職員数のうち一般行政職員数	74	70	68	65	61		61	61	61	59	59	
	増減数	-2	-4	-2	-3	-4	-15	0	0	0	-2	0	-2
	職員数のうち教育職員数	13	14	13	12	13		13	12	12	12	12	
	増減数	1	1	-1	-1	1	1	0	-1	0	0	0	-1
	職員数のうち警察職員数												
	増減数												
	職員数のうち消防職員数												
	増減数												
	職員数のうち技能労務職員数	4	4	4	5	5		5	5	5	5	5	
	増減数	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	実質公債費比率	—	20.1	20.3	19.0	17.4		17.0	17.0	16.9	16.9	16.9	
	増減		0.2	0.2	-1.3	-1.6	-2.7	-0.4	0	-0.1	0	0	-0.5
	地方債現在高	2,470	2,536	2,613	2,690	2,686		2,793	3,074	3,200	3,344	3,416	
	増減	129	66	77	77	-4	345	107	281	126	144	72	730
③	人件費(退職手当を除く。)	757	765	706	695	698		703	698	702	694	698	
	改善額		-8	51	62	59	164	54	59	55	63	59	290
④	行政管理経費(物件費及び維持補修費)	293	270	254	288	290		311	304	300	295	295	
	改善額		23	39	5	3	70	-21	-14	-10	-5	-5	-55
	〇〇〇												
	改善額												
	〇〇〇												
	改善額												
	〇〇〇												
	改善額												
	〇〇〇												
	改善額												
	計画前5年間改善額 合計						234						改善額 合計 235

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 各年度の「職員数」欄については、地方財政状況調査表の作成時点（翌年4月1日時点）の職員数を記入すること。

4 「改善額」については、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間に実施したものに限る。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が財政健全化計画の計画期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。

5 計画期間中の改善額の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の改善額の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。

6 「計画前5年間改善額 合計」欄及び「改善額 合計」欄については、人件費(退職手当を除く。)その他改善額を記入することが可能なものの合計を記入すること。

7 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に合わせて記入すること。

8 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Iの「5 繰上償還希望額」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。

9 必要に応じて行を追加して記入すること。

(参考) 補償金免除額 2.7